



～本当に便利?! 契約書面等の電子交付～

令和5年6月1日に、特定商取引法が改正されました!!

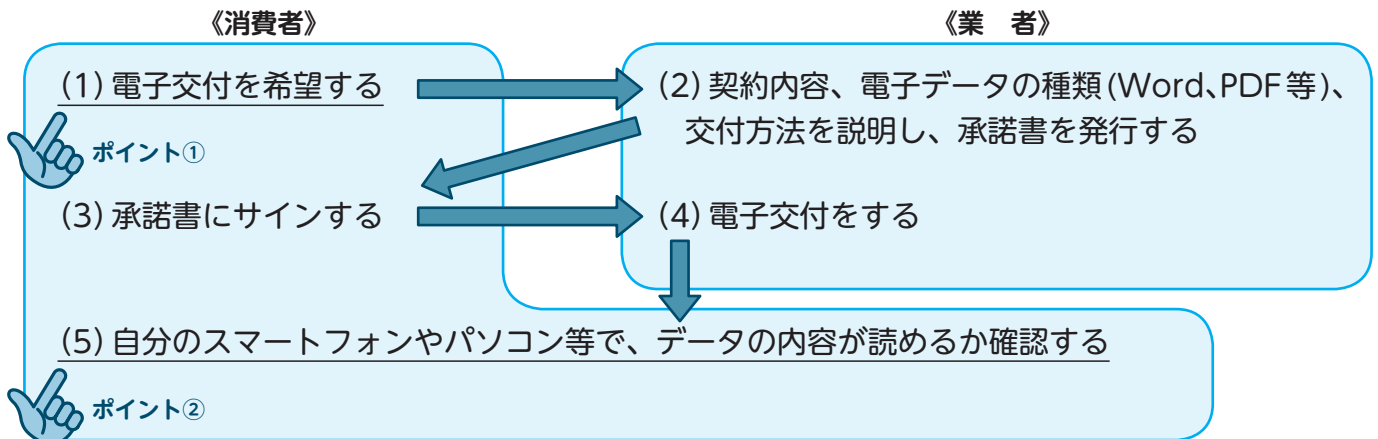
●何が変わったの?

今まで、契約書面等の重要な書類は、書面(紙)での交付が義務づけられていました。しかし、今回の改正に伴い、希望者には電子データ(Word、PDF等)でも提供ができるようになりました。



特定商取引法ガイド

●電子交付の流れ



- ポイント① Q. 高圧的な態度で、無理やり電子交付の手続きをすすめてくる。
A. 消費者の希望がなければ、電子交付はできません!
Q. 『書面(紙)を交付するには費用がかかる』と言われた。
A. 費用はかかりません!

クーリング・オフ可能期間に影響するので、データの内容をきちんと確認しましょう。

- ポイント② Q. 電子交付されたデータが確認できないと伝えたが、『送った』と言って対応してくれない。
A. データが確認できない場合は、業者の書面交付義務違反となります!

●電子交付は本当に便利?!

良い例



悪い例



●まとめ

日頃からスマートフォンやパソコン等を使用し、操作に慣れている人には便利な電子交付ですが、ルールがとても複雑です。そのルールを悪用し、『スマートフォンの操作に慣れていない人』を狙った、悪質業者によるトラブルが懸念されています。法律が改正されたばかりで、どのような手口でだましてくるかわかりませんので、注意しましょう。業者の説明がよくわからない...そんな時は、迷わず書面(紙)での交付を希望してください!!
困った時には、朝霞市消費生活センターにご相談ください。

【相談日】毎週月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日除く) 午前10時～正午、午後1時～4時

【場所】消費生活センター(市役所別館4階 48番窓口)

【電話】463-1111(内線2256)

契約に関するトラブル(商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど)、
壺感商法、多重債務などの相談を受け付けています。

